

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第八十三号

#### 家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（検査等の証明書の交付申請） 第三条 法第八条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の証明書の交付を受けようとする者は、文書又は口頭により知事に申請しなければならない。</p>	<p>（検査等の証明書の交付申請） 第三条 法第八条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の証明書の交付を受けようとする者は、文書又は口頭により知事に申請しなければならない。</p>

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。